

II 親

私たちは安心して子どもを生み、育てたい

～親の育児力の向上・家庭と仕事の両立・多様な働き方の実現～

1 安心して子どもを生み、ゆとりを持って育てたい

母子がともに健康に、安心して快適なお産をし、母親も父親もゆとりを持って、子育てができる社会を目指します。

(1) 安心して妊娠・安全で快適な出産

(基本的な考え方)

出産するすべての女性、その家族が安心して快適な妊娠、出産に臨み、母子がともに健康に子育てができるよう、医療・保健・福祉分野との連携を図りながら、母親の心身の健康を保持するため、母子保健体制の充実に努めます。

① 安心して妊娠、安全で快適な出産ができるように

【現状と課題】

平成 24 年度に県が実施した「妊娠・出産・育児に関する実態調査」では、母親学級に参加しなかった者 18.6% (前回調査 19.6%)、妊娠中に仕事のことで配慮を受けられなかった者 15.2% (同 20.4%)、母性健康管理指導事項連絡カードを知っている者 26.8% (同 18.6%)、自分の希望した出産が出来た者 78.8% (同 76.1%) となっており、前回調査 (平成 18 年度) と比較して妊娠・出産への理解を含め、職場の環境作りがなされつつありますが、今後も母体の健康を保持し、安心して妊娠・安全で快適な出産ができる環境を整備するとともに、妊産婦やその家族から見て満足できる「いいお産」ができるよう、職場や地域での支援を充実させ、そのための啓発・普及を強化することが重要です。

また、若い女性の痩せ傾向や食生活の問題等による低体重出生児の増加や、出産の高齢化等に伴うハイリスク妊婦に対し、支援体制を強化することが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
妊娠 11 週以下 (初期) の妊娠の届出率	92.8% (H25 年度)	100%

【施策の方向と具体策】

1 妊産婦及びその家族への支援を充実するための市町村支援を行います。

①市町村と連携し、母子健康手帳配布時、母親学級、両親学級等を活用した親と子の愛着形成を促す支援を行います。

例えば、マタニティー講座等で、自分の子どもが生まれる前から赤ちゃんに触れるなどの経験ができるようにします。また、妊娠前から出産や育児を意識したパパ・ママ教室を実施し、育児経験者との交流等を通し、男女共に親になり、子育てをしていく意識啓発に努めます。また、妊婦の喫煙防止や受動喫煙における母子への健康影響について普及啓発を行います。

- ②妊娠中は虫歯や歯周病になりやすい時期であるため、市町村と連携し、妊婦の歯科衛生に関する保健指導を行います。
- ③不妊に関する啓発普及や相談体制の充実を図ります。
- ④妊娠中の就労環境整備に関する啓発を行い、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を図ります。

2 ハイリスク妊婦の支援体制を強化するための市町村支援を行います。

- ①ハイリスク妊婦に対し、保健師等による個別指導を行います。
例えば、医療機関と市町村の連携を強化し、妊婦健康診査の受診の勧奨や、妊娠中の禁煙・禁酒を徹底等、保健指導を強化できるよう、情報提供・研修等を行います。
- ②里帰り分娩を行う妊婦に対する、帰省時の保健指導の強化及び帰省先の保健医療機関との連携強化を行います。
- ③診療所と病院、地域周産期母子医療センター等との連携を強化し、母体搬送等による安全な出産を確保する体制を整備します。

3 地域への啓発・普及及び支援体制の整備を図ります。

- ①保健・医療サービス等を受ける方にとってわかりやすいように、相談や支援体制を組み立てるとともに広報します。
- ②地域で母子保健活動に携わる医科・歯科の医療機関や、保健・福祉関係者等の連携を図れるようネットワークを整備します。
- ③医療機関、関係機関、助産院、関係団体等と連携し、医療情報の提供方法を検討し、「いいお産」の普及を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
周産期医療審議会の開催	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の推進を図るため、周産期医療審議会を開催する。 (医療整備課)
母子保健指導事業（再掲）	「いいお産」や「母乳育児」を推進する環境を整えるために、医療従事者、母親学級、両親学級を企画・担当する母子保健従事者に対して研修を行い、関係者への啓発を図る。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健連絡協議会（市町村）・母子保健推進協議会（保健所）等を開催する。 (児童家庭課)
乳幼児突然死症候群対策強化月間の実施	11月を「乳幼児突然死症候群対策強化月間」と定め、病院、市町村、児童福祉施設、認可外保育施設等に普及啓発を実施する。 (児童家庭課)

② 周産期医療体制の充実

【現状と課題】

本県における平成 26 年の母子保健指標では、乳児死亡率及び新生児死亡率ともに全国平均よりやや悪い状況であり、周産期死亡率（出産千対）についても、平成 26 年人口動態統計によると、全国平均 3.7 に対し千葉県 4.3 であり、全都道府県で 9 位となっています。

また、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十萬対）についても、平成 25 年で全国平均 3.4 に対し、千葉県 4.0 と全国平均より悪くなっています。

周産期死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、早産が予想される場合には、障害の発生を防止するためにも、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制の整備が重要です。

そこで、妊婦から新生児まで総合的に診療する総合周産期母子医療センターや新生児に対する高度医療を提供できる地域周産期母子医療センターの整備を促進し、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
全県（複数圏域）対応型周産期医療連携病院（総合周産期母子医療センター等）の数	3か所 (H26年度)	4か所 (H29年度)
NICUを有する周産期母子医療センター及び連携病院の数	12か所 (H26年度)	13か所 (H29年度)
新生児死亡率・小児死亡率 (人口10万人あたり)	新生児 1.0人 小児 0.23人 (H25年度)	減少を目指す

【施策の方向と具体策】

1 周産期母子医療センターの整備を推進します。

- ①安心して妊娠、出産できる母体づくりのための啓発を推進します。
- ②総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの整備を促進します。
- ③小児救急医療体制の充実、後方病院、後方施設との連携を推進します。
- ④受入れ困難なハイリスク妊婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、母体搬送システムの運用支援を実施します。

2 未熟児等を出産した母親のケアのための体制を整備します。

- ①未熟児等を出産した母親を支援するため、市町村や医療機関等と連携を図りながら、育児相談・育児支援の体制を整備します。

事業名	事業の内容（担当課）
周産期母子医療センターの整備	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの整備を進める。 (医療整備課)
未熟児等長期療養児健康相談等の実施	市町村及び医療機関等との連携を図りながら、母子の育児支援を行う。 (児童家庭課)

(2) ゆとりある子育て

(基本的な考え方)

「子育て」は、また「親育ち」でもあります。子育て中の親子が孤立することなく、母親も父親もゆとりを持って子どもと向き合えるよう、社会環境を整備します。

① ゆとりある子育て環境の整備

【現状と課題】

核家族化や地域の育児支援機能の低下等により、育児への不安感や孤立感を持つ親が多く存在しています。

平成 26 年度に乳幼児の保護者を対象として県が実施した「子育てアンケート」では、現在の子育て環境について、76.1%の家庭が「子どもを生き育てやすいと感じている」一方、残りの約 23.9%の家庭が「生き育てやすいと感じていない」と回答しています。また、「子育てを楽しんでいることが多いか」という問いに対しても、71.9%の家庭が「子育てを楽しんでいると感じている」一方、28.1%の家庭が「楽しいと感じることがと辛いと感じることが同じくらい」又は「辛いと感じる」と回答しています。

子育てについての知識や情報、体験する場を提供することにより、親が自信を持って、身近に仲間がいる中で子育てができるよう支援することが必要です。

また、保護者の育児疲れやストレスを解消するため、リフレッシュできる環境を社会全体でつくっていくことが重要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育て環境に対する満足度)	76.1% (H26年度)	80.0%以上
子育てを楽しんでいると感じる家庭の割合(子育てに負担感を持つ家庭の割合)	71.9% (H26年度)	80.0%

【施策の方向と具体策】

1 妊娠、出産、育児期間中の保護者の孤立化の防止を進めます。

- ①同じ時期に子育てしている仲間に出会い、情報交換ができるよう、地域の身近な場所が子育て支援拠点となるよう支援します。このため、市町村が設置する地域の子育て支援拠点の質の確保と普及を図るとともに、国から示された新しい制度の枠組のもと、県としての支援のあり方を検討していきます。
- ②市町村との連携のもと、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など、訪問型の支援を推進し、保護者からの申し出がなくても、必要な場合に介入できるサービスを促進します。

2 保護者の育児疲れやストレスを解消するため、リフレッシュできる環境づくりを推進します。

- ①育児に疲れたとき、息詰まったとき、ほんの少しの息抜きが、再び育児に前向きに取り組めるきっかけとなることから、地域の身近な保育所や子育て支援拠点等で実施する子どもの一時預かりを推進します。
- ②地域で育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって育児について助け合うファミリー・サポート・センター等、地域の中で安心して子どもを預けられる環境づくりを推進します。

事業名	事業の内容（担当課）
ファミリー・サポート・センター事業	子育てと仕事を両立させるため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 (児童家庭課)
預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)

② 子育てから親育ちへ

【現状と課題】

家庭は愛情のつながりを基盤として、子どもが基本的な生活習慣や社会規範、道徳性を身につける場であり、親は子どもが人生で最初に出会う教師です。そして、親子関係は子どもの人格形成にとって大きな影響を与えます。

しかしながら、核家族化による育児不安や共働き家庭の増加による子どもと関わる時間の減少等によって、家庭の育児力が低下していると指摘されています。

「子育て」は「親育ち」であり、子育て支援が単なる親の育児の肩代わりではなく、家庭教育の重要性を伝え、親自身が育児力をつけて子どもに向き合えるような「親育ち」を支援していく必要があります。

また、保護者の孤立化を防止するためには、子育て中の親同士、子育てを卒業した者が力を合わせて子育てを支援し合うことが重要です。子育てサークルや子育てネットワークの充実を図ることで、身近な地域による住民や当事者同士が支え合い、地域のみinnで子育てをする環境の整備を図ることが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
地域子育て支援拠点設置数	292か所 (H27年度見込み)	340か所

【施策の方向と具体策】

1 自主保育・育児サークルなど親の自主活動への支援をします。

- ①地域の力で立ち上げられた親自身による幼児教室、自主保育、育児サークル等をはじめとして、思春期の子どもを持つ親同士が子どもの心や親子の向き合い方などを学びあう場、不登校・ひきこもりの子どもを持つ親同士の学び合いの場等、親の育児力・家庭の教育力の向上につながる様々な活動に対して、活動の場や情報の提供、ネットワーク化等の支援を行います。
- ②公民館活動や学校・幼稚園・保育所等で作られた親同士の繋がりを大切にし、地域活動や自主活動を支援します。

2 幼稚園・保育所等において家庭教育や家庭教育の学習の推進を図り、親の育ちや学びを支援します。

- ①幼稚園・保育所等を利用する家庭に対して、子育て相談の実施や情報の提供、親の保育参加の推進、講演会の開催、親の自主活動を推進するなど、親が親として育つ機会を提供します。
- ②幼稚園・保育所等を利用していない子育て家庭のために、親子登園の体験や園庭の開放、子育て相談、情報の提供、子育てサークルの支援、行事や講演会への招待など、親と子の育ちの場を提供します。

事業名	事業の内容（担当課）
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して補助する。 (児童家庭課)
子育て支援活動推進事業（再掲）	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)

③ 父親の育児・家事への参加を促すために

【現状と課題】

核家族化、女性の社会進出等で育児環境が大きく変わってきています。母親の育児・家事の負担感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、父親の育児参加は非常に重要です。平成 26 年度に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、結婚している家庭における家事等の役割分担について、男女とも「夫婦とも同じくらい行う」のが理想と考えている人が多いが、現実には「主に妻が行う」家庭が多く、理想と現実の乖離が生じていることがうかがえます。

また、父親の育児参加については、子どもと一緒に遊ぶ、子どもを入浴させるなど直接的な協力ばかりでなく、妻に対する気遣いなど間接的なサポートでも育児に協力することができます。育児を母親だけのものとしないう、父親が主体的に育児に参加できる環境整備が求められています。

【施策の方向と具体策】

1 父親や社会への意識啓発を推進します。

- ①子どもを持つ前から男性が結婚観や子育て観を持つための機会を促進します。
- ②両親学級や講座等の機会を活用し、父性を育み、父親の意識改革を図ります。

2 父親の参加のための環境を整備します。

- ①男性の育児や地域参加のための情報の提供を行います。
- ②父親と子どもが一緒に参加できる場づくりを推進します。

事業名	事業の内容（担当課）
男女共同参画センターにおける学習研修事業（再掲）	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。（男女共同参画課）

(3) 女性の健康と権利

(基本的な考え方)

女性の健康支援を総合的・体系的に進めるため、関係機関等と連携を図り、女性の身体的特徴を踏まえた適切な保健医療サービスを提供し、女性の健康と権利を支援します。

① 女性の健康と権利

【現状と課題】

性差は生涯にわたり健康を左右する重要な要素です。とりわけ女性は、妊娠・出産・更年期など、生殖に関係するホルモンの直接的、あるいは間接的な効果をはじめ、男性よりも複雑な身体的機能を有しています。このため、それぞれの年代で男性とは異なる様々な健康上の問題に直面します。若い女性の極端なダイエットや食生活の変化、女性の社会進出による長時間労働等により、心や体の健康を害する女性も少なく、健康的な生活習慣の確立や労働環境の改善が課題となっています。

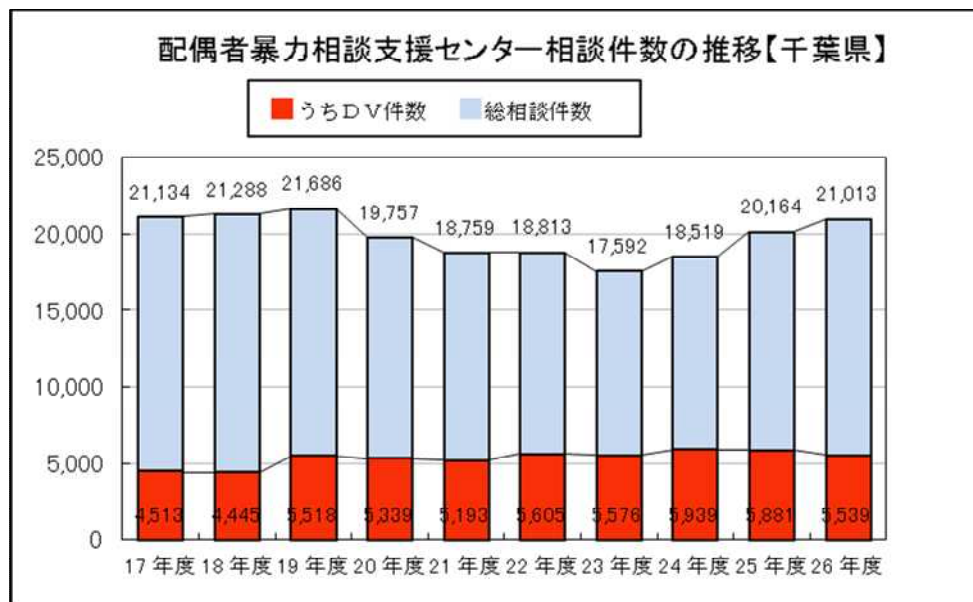
生涯を通じた女性の様々な健康課題に対し、その特性を十分に踏まえた総合的な健康支援のための医療、相談体制が整備されることが重要です。

また、配偶者からの暴力[DV (Domestic Violence)]は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

DVは、加害者からの暴力が配偶者だけに留まらず、その子どもに向けられることも多く、またDVの現場を目撃することにより、子どもが心に大きな傷を負うため、子どもの人格形成や身体的成長過程へも深刻な影響を与えます。

身体的・精神的に深刻な影響を受けているDV被害者とその子どもが、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

(関連データ)



(県男女共同参画課)

【施策の方向と具体策】

1 生涯を通じた女性の健康支援づくりのための体制を強化します。

- ①自分のからだを守り、健康の大切さを認識するための健康教育を推進するとともに、女性特有の身体的特徴を有することによる様々な支障や心身の健康についての情報提供を推進します。
- ②思春期の健康相談、妊娠・不妊についての相談、婦人科系疾患・更年期障害等女性の健康問題についての相談体制の充実を図ります。
- ③働く女性の母性保護に関する啓発を推進します。

2 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

- ①DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

3 DV被害者とその子どもが安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

- ①女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- ②暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者と子どもの状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
生涯を通じた女性の健康支援	思春期、出産可能期、更年期そして閉経後まで、生涯にわたって女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう体系的に健康づくりを進める。 (健康づくり支援課)
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やキャンペーンの実施等により県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。(男女共同参画課)

② 不妊相談・不妊治療

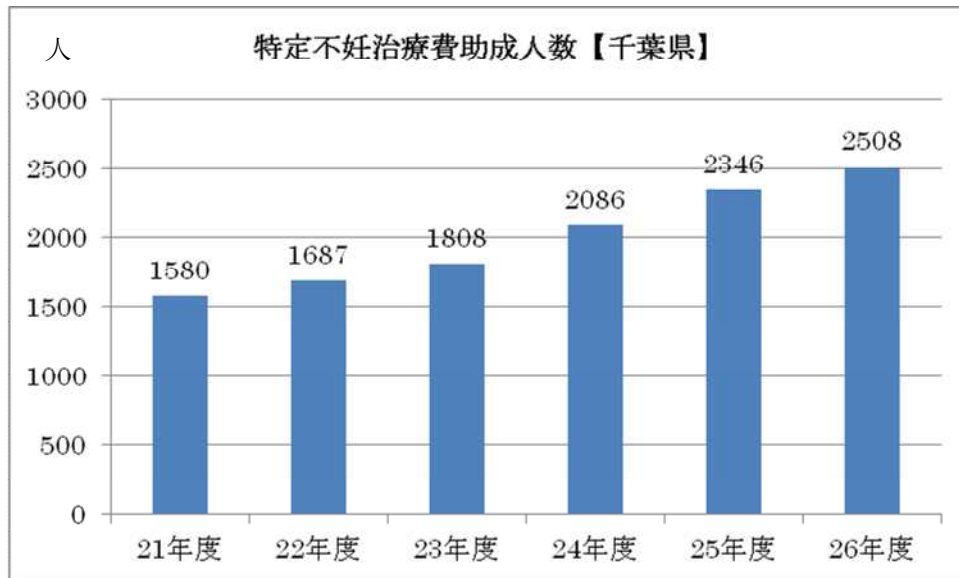
【現状と課題】

子どもを欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は 10 組に 1 組いるともいわれ、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦は年々増加しています。特定不妊治療を受ける夫婦に対する千葉県の助成人数は、平成 23 年度 1,808 人であったのに対し、平成 26 年度は 2,508 人と増加しています。

不妊治療は人工授精、体外受精、顕微授精には健康保険が適用されないことから、高額な治療費による経済的負担が重くなっています。また、身体的、精神的な負担も大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

不妊に悩んでいる夫婦に対する情報提供や相談体制、支援体制の整備・充実を図り、総合的な支援をすることが求められています。

(関連データ)



(県児童家庭課)

【施策の方向と具体策】

1 不妊治療に関する経済的負担の軽減を図ります。

①不妊治療に関する経済的負担を軽減するため、高額な医療費が必要とされる体外受精及び顕微授精について、治療費を助成します。

2 不妊に関する相談体制を充実します。

①不妊相談センターを設置し、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行います。

事業名	事業の内容（担当課）
不妊相談事業	<p>1 不妊相談センター事業 不妊に悩む方を対象に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を松戸、印旛、長生、君津の健康福祉センター（保健所）で行う。</p> <p>2 不妊相談従事者研修会の開催 健康福祉センター（保健所）等で相談業務に従事している職員に知識の普及を図るため研修会を開催する。 (児庭家庭課)</p>
特定不妊治療費助成事業	<p>不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）については、治療費が高額であり、その経済的負担が重く十分な治療を受けることができないことも少なくない。特定不妊治療を受ける夫婦に対し、その治療費の一部を助成して経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する相談を充実し、不妊に関する総合的支援体制の推進を図る。 (児童家庭課)</p>

(4) 子育て世帯の経済的負担の軽減

(基本的な考え方)

子育てにおいて大きな負担となっている教育費や医療費等の経済的負担について、助成制度の充実、資金貸付などにより軽減を図るとともに、これらの制度の情報提供を充実します。

① 医療費、教育費等の負担の軽減

【現状と課題】

子育て世帯にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっています。このことは、少子化の要因等の調査で「生みたいのに生むことのできない理由」として経済的負担が常に上位にきていることから明らかです。

平成 26 年度に乳幼児の保護者を対象として県が実施した「子育てアンケート」では、乳幼児医療費の助成の充実や保育園・幼稚園の保育料の軽減等、経済的負担の軽減を求める意見が多く寄せられました。

そこで、子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付などにより負担の軽減を図るとともに、これら制度の情報が容易に得られることが必要です。

また、親が保険料を滞納したため「無保険」状態になる児童や、授業料が払えず高校を中退する生徒の増加など「子どもの貧困」問題の深刻化が指摘されています。

すべての子どもが健やかに育ち、フェアスタートを切れる社会の構築を目指す必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 医療費負担の軽減を図ります。

- ①子どもの医療費助成を実施します。
- ②小児慢性特定疾病医療支援事業を推進します。
- ③医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

2 教育費負担の軽減を図ります。

- ①経済的理由により修学が困難な生徒に対して、学費の減免や奨学金の貸付等の支援を行います。
- ②生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を充実します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども医療費助成事業(再掲)	子どもの医療費について、一定の条件の基に助成を行い保護者の負担の軽減を図る。 (児童家庭課)

小児慢性特定疾病医療支援事業（再掲）	児童の慢性特定疾病は、治療が長期にわたるため、国で定めた 14 疾患群について治療研究を推進し、その医療の確立・普及を図るとともに患者家族の医療費負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
結核児童の医療給付事業（再掲）	結核の児童に対して、入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。 (児童家庭課)
医療助成等の情報提供（再掲）	医療助成事業について、ホームページや子育て情報誌、母子手帳別冊などで情報提供する。 (児童家庭課)
児童手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等に支給する。 (児童家庭課)
私立学校経常費補助事業（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 (学事課)
千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。 (教育庁財務施設課)
私立高等学校等授業料減免事業	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を学校法人に補助する。 (学事課)
私立高等学校入学金軽減事業	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 (学事課)
千葉県高等学校等奨学のための給付金事業	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。 (学事課・教育庁財務施設課)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。 (児童家庭課)

(5) ひとり親家庭等への支援

(基本的考え方)

ひとり親家庭等の誰もが、地域社会の一員として人権が尊重され、自立し、その地域で健康で安心して生活でき、また、子どもたちが希望を持ち、いきいきと育つことができる社会づくりを目指します。

① ひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

平成 14 年をピークとなった離婚件数は、微増となった年はあるものの、その後は緩やかな減少傾向にあります。

リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響で、平成 21 年 7 月に底となった有効求人倍率はここ数年回復傾向にあるものの、依然としてひとり親家庭の多くは経済的に厳しい状況におかれています。

平成 26 年 8 月に実施した「ひとり親家庭への支援に関するニーズ調査」の結果を見ると、悩みごと等として、母子家庭の母では「経済的困窮」「自分が病気になった時の子どもの面倒」等が、父子家庭の父では「自分が病気になった時の子どもの面倒」「子どもの学習支援」等が高くなっています。

県としては、当該ニーズ調査の結果を踏まえ、ひとり親家庭を支援する計画として平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とした「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」(第 3 期計画)を策定し、より実効性の高い支援策の展開を目指します。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
母子・父子自立支援プログラム策定事業の策定件数	138件 (H26年度)	160件
母子家庭等日常生活支援事業の実施市町村数	6市町村 (H26年度)	15市町村

【施策の方向と具体策】

1 子育て・生活支援体制の充実を図ります。

- ①保育園への入所や県営住宅への入居など、ひとり親家庭は、法的に優先的配慮が規定されており、それを通じて子育て・生活支援事業の利用促進を図ります。
- ②ひとり親家庭の児童に対する学習支援策の推進を図ります。
- ③通常の生活が困難なひとり親家庭に対して、中長期的な支援を行います。

2 就業支援体制の充実を図ります。

- ①ハローワークとの連携を強化して、ひとり親家庭の就労支援に努めます。
- ②ひとり親家庭の職業訓練経費の一部や、訓練期間中の生活負担軽減のための給付金の支給を行います。
- ③就業に結び付けるための就業支援講習会の開催を実施します。

3 養育費の確保支援策の強化を図ります。

- ①養育費の取決めや、養育費取得促進のための啓発活動や情報提供に努めます。
- ②養育費取得に向けての相談事業を実施します。
- ③別居親と子どもとの面会交流に対する支援を行います。

4 経済的支援体制の充実を図ります。

- ①児童扶養手当の給付を適正に行います。
- ②母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。
- ③市町村が行っているひとり親家庭に向けての医療費助成に対する補助を行います。

5 支援体制の充実を図ります。

- ①広報を充実させ、各種支援事業の周知を図ります。
- ②研修等を通し、母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。 (児童家庭課)
母子父子寡婦福祉資金の貸付の実施	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付ける。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。 (児童家庭課)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介の実施及び就業支援講習会の実施する。 (児童家庭課)
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。 (児童家庭課)
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行う。 (児童家庭課)

母子生活支援施設 の入所	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。 (児童家庭課)
母子・父子自立支援 員による相談の 実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等各般の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭等を対象にした、情報交換や相談の場を設け、ひとり親家庭等の生活支援を側面から行う。 (児童家庭課)

2 ゆとりを持って仕事も子育てもしていきたい

県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して子どもを産み育てられる社会をつくるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現を目指します。

(1) 仕事と子育てが両立する働き方の実現

(基本的な考え方)

安心して子どもを生み育てられる社会をつくるため、仕事優先の働き方を見直し、仕事と子育ての両立を尊ぶ風土の醸成を進めていくとともに、子育て中の男女のみならず、働くすべての人々の仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指します。

① 仕事と子育てが両立できる働き方の実現

【現状と課題】

第1子出産を機に仕事を辞める女性は全国で約6割に上るとともに、出産を機に退職した女性の約4分の1が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」との理由で仕事を辞めています。

また、県内においても、育児をしている女性（25～44歳）の有業率が全国平均を下回るなど、女性が出産・子育てをしながら働きつづけられない実態があります。

県の調査では男性の育児休業取得率はわずか3.8%に過ぎず、男性の育児休業取得に対する企業の考え方をみると、限られた人員のなかで、男性の取得は難しいと考える割合が6割を超えているなど、男女ともに仕事と子育てが両立できる働き方が実現されていません。

千葉県における1か月当たりの総実労働時間は139.8時間と全国平均（145.5時間）より短くなっているものの、所定外労働時間は10.6時間と全国平均と同水準です（平成25年）。一方、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は10.2%と全国平均（9.6%）より多く、全国で多い順で5番目となっています（平成24年）。

このような現状に対して、企業においては、安定した労使関係の構築、法令に基づいた適切な労務管理の実施と併せて、ワーク・ライフ・バランスの正しい理解と長時間労働など働き方の見直し、さらに仕事と子育ての両立支援制度を充実していくことが必要です。

また、県としても、県内企業の99.8%を占める中小企業における取組みが進展するように、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

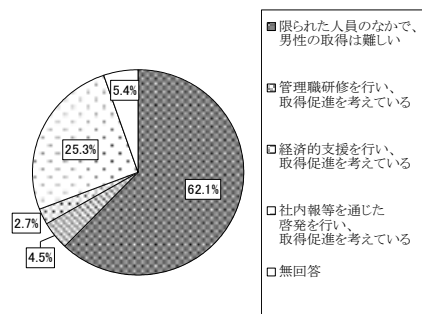
(関連データ)

育児休業取得率 (千葉県)

		本人または配偶者が出産した従業員数	そのうち育児休業を取得した従業員数	育児休業取得率
21年度調査	男性	1,155人	25人	2.2%
	女性	677人	597人	88.2%
25年度調査	男性	2,555人	98人	3.8%
	女性	1,623人	1,493人	92.0%

県雇用労働課：ワーク・ライフ・バランス取組状況調査

男性の育児休業取得に対する企業の考え方



県雇用労働課：ワーク・ライフ・バランス取組状況調査 (25年度)

1か月あたり労働時間数

	平成25年				平成24年			
	総実労働時間	全国順位	所定外労働時間	全国順位	総実労働時間	全国順位	所定外労働時間	全国順位
全国	145.5	—	10.6	—	147.1	—	10.4	—
千葉県	139.8	4	10.6	31	140.3	5	10.1	28
(近隣都県)								
茨城県	150.0	26	13.9	47	152.2	36	14.1	47
埼玉県	137.7	3	9.8	18	140.0	3	9.6	22
東京都	146.2	12	12.1	43	148.3	14	11.9	43
神奈川県	137.6	2	10.4	28	139.3	2	10.5	34

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)
※全国順位は少ない順。

週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合 (平成 24 年)

	割合	全国順位
全国	9.6%	—
千葉県	10.2%	43
(近隣都県)		
茨城県	8.5%	15
埼玉県	10.2%	42
東京都	11.2%	47
神奈川県	10.3%	44

資料出所：総務省「就業構造基本調査」
※全国順位は少ない順。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	68.9% (H26年度)	80.0%
社員や地域の子育てを応援する「社員いきいき! 元気な会社」宣言企業数	570社 (H27年3月末)	800社 (H32年3月末)

【施策の方向と具体策】

1 企業の「仕事と子育ての両立支援制度等の充実」を図ります。

- ①企業経営者や人事労務担当者に対し、両立支援や女性の活用についての周知啓発を行います。
- ②法規定を上回る両立支援制度づくりを奨励し、先進企業の事例を収集して紹介・普及を図ります。
- ③中小企業に対して両立支援アドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた両立支援制度等について助言を行います。
- ④育児休業中の生活資金など低利で融資を行う労働者福祉資金融資制度の活用促進により、補完的に企業の育児・介護休業制度を支援します。
- ⑤次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について、100人以下の事業所に対しても行動計画策定の啓発を進め、実施を支援します。
- ⑥国（労働局）、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と協力体制を構築して取組を促進します。

2 「ワーク・ライフ・バランス」実現に向けた「企業内の意識改革」を促進します。

- ①多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などに取り組む先進的企業の事例を収集し、普及に努めます。
- ②中小企業に対して両立支援アドバイザーを派遣し、社員向けにワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行います。
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の採用・登用や職域拡大のための取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。

3 適切な労務管理に向けた労働関係法令等の周知啓発により、長時間労働の抑制、労働者の心身の健康確保、多様な働き方を促進します。

- ①企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・啓発を行います。
- ②若者（高校生・大学生）向けに専門家を派遣し、労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供します。
- ③労働時間、賃金、過重労働等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。
- ④長時間労働を当たり前とする風潮をなくすため、残業の削減や年次有給休暇の取得を促す広報を促進します。
- ⑤職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組みを促進します。
- ⑥男女共同参画に関する広報啓発活動や講座等を通じて、固定的性別役割分担意識の解消や「ワーク・ライフ・バランス」についての関心を高め、男女がともに子育てを

担う意識を醸成します。

事業名	事業の内容（担当課）
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	企業が、経営戦略の一つとしてワーク・ライフ・バランスを認識し、主体的に取り組む契機とするとともに、一般事業主行動計画の策定を促進するため、市町村や商工団体等と連携して、有識者による講演や企業の事例発表等を盛り込んだセミナーを開催する。（雇用労働課）
“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の拡大	子育て支援や残業の削減など、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」を募集し、企業名や取組内容をホームページや広報誌等で紹介して、県内企業の取組を一層促進する。（雇用労働課）
仕事と子育ての両立支援アドバイザーの企業派遣	仕事と子育ての両立支援アドバイザー（社会保険労務士等）を企業に派遣し、一般事業主行動計画の策定を支援したり、ワーク・ライフ・バランスをテーマとする企業研修の講師を務めるなど、個別企業の事情に応じた支援を行う。（雇用労働課）
育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法関係法令の周知・啓発の実施	千葉労働局等と連携し、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法関係法令について、労働関係情報誌「労政ちば」の発行やセミナーの開催等により県内企業への周知・啓発を図る。（雇用労働課）
労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民が、安定した労使関係を構築できるように、基本的な労働法知識等の普及・啓発のために労働大学講座を開催する。（雇用労働課）
ワークルール普及啓発セミナー	若者（高校生・大学生）向けに実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供する。（雇用労働課）
労働相談事業の実施	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金や解雇、労働時間、労使紛争等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。（雇用労働課）
男女共同参画推進事業所表彰の実施	労働の場における男女共同参画の取組みを促進するため、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に貢献している事業所を表彰し、その取組みをたたえとともに、これを広く紹介する。（男女共同参画課）
男女共同参画センターにおける学習研修事業（再掲）	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。（男女共同参画課）
千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組みを促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実施する。（男女共同参画課）

② 女性の就業支援

【現状と課題】

女性の中には、出産・子育てのために退職した後、再就職を希望しながらも、年齢や勤務条件などの様々な制約から、希望する仕事に就けなかったり、正社員として採用されない人が多くいます

また、安定した職に就けず、職業能力形成機会に恵まれていない若い世代の女性も数多くみられます。このような不安定な就労状況が少子化の要因の一つになっています。

このため、子育て後の再就職支援、やむを得ず非正規労働を選択した女性の正規雇用化に向けた支援が必要です。

【施策の方向と具体策】

1 育児等のために退職し将来再就職を希望する人に対し、再就職に向けたきめ細かな支援に取り組みます。

- ①再就職に役立つ情報の提供やセミナーの開催、一人ひとりの状況に応じたキャリアカウンセリングなど、女性のチャレンジをサポートします。
- ②母子家庭の母等の職業的自立促進を図るため、民間教育訓練期間を活用し、就職に必要な知識、技能の習得のための準備講習付の職業訓練を実施します。
- ③短期間で就業のための職業能力が身につくよう、大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して、IT、介護・福祉、観光、農業など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

2 正規雇用を希望する人に対する積極的な支援を実施します。

- ①正規労働者との均衡処遇などを定めるパートタイム労働法の浸透・定着を図ります。
- ②やむを得ず非正規労働を選択している人に対して、カウンセリングや適職診断などの支援を行い、正規雇用化に取り組みます。

事業名	事業の内容（担当課）
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、結婚・出産・子育て等で離職し再就職を希望する女性を対象として、個別相談やセミナー等の開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援を進める。 (雇用労働課)
離職者等再就職訓練事業（再掲）	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練（デュアルシステムを含む）を実施する。 (産業人材課)